

- (5)式から、浄水器の設置費用に対して、期間中の更新費用を含めた総便益は、4.61 倍となる。

(換算係数の選定)

換算係数は、表Ⅱ-2.1 の区分により、図Ⅱ-2.1 及び図Ⅱ-2.2 から該当する換算係数を選定する。

地方公営企業法施行規則別表第二号「有形固定資産の耐用年数」をもとに算定した、費目毎の費用と便益の換算係数は、第Ⅴ編 資料集「12.費用と便益の換算係数」を参照のこと。

表Ⅱ-2.1 換算係数の設定

区分	種 別	換算係数の設定方法
費用	建設費のように一定間隔で発生する費用	耐用年数によって、図Ⅱ-2.1 により設定する。
	維持管理費のように、毎年度同額で発生する費用	換算係数を 21.48 とする
便益	建設費と同様に、一定間隔で発生する便益	耐用年数によって、図Ⅱ-2.2 により設定する。
	毎年度、同額で発生する便益	換算係数を 21.48 とする

(注)維持管理費は毎年度同額を見込むものとしている。

なお、水道施設の耐用年数を設定するにあたり、事業における施設の細分化をせずに、設備・装置等を一体として耐用年数を設定するほうが、事業の費目ごとに耐用年数を設定するよりも簡便である。したがって、「地方公営企業法施行規則、別表第二号」にある、構造物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数を使用すると算定作業が簡便となる。

【構造物又は機械及び装置を一体として償却する場合】

区 分	耐用年数
水道又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋梁	58
水道又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管付属設備	38
水道又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備	16